

契約上の注意事項

種類		条件
視力	普通免許 普通二輪免許 大型二輪免許 大型特殊免許	両眼 0.7 以上かつ片眼それぞれ 0.3 以上であること。 視野 150 度以上。 ※眼鏡・コンタクトレンズ使用可
	準中型免許 中型免許 大型免許 けん引免許 普通二種免許 中型二種免許 大型二種免許	両眼 0.8 以上かつ片眼それぞれ 0.5 以上であること。 ※眼鏡・コンタクトレンズ使用可 ※深視力検査があります。不適格の場合、入校不可。
色彩識別		赤・黄・青の識別ができること。
聴力		日常の会話を聴取できること。※補聴器可
運動能力		自動車の運転に支障を及ぼす身体障害がないこと。
その他		交通関係の法令が読めること。

ご契約の条件

※お申し込みの前に必ずお読みください。

※学生・未成年の方は必ず親権者のご了解をいただいた上でお申し込みください。

身体要件

年齢要件

種類	条件
普通免許 準中型免許	入校後、修了検定日までに満 18 歳以上になっていること。
普通二輪免許	入校予定日に満 16 歳以上になっていること。
大型二輪免許 けん引免許 大型特殊免許	入校後、卒業検定日までに満 18 歳以上になっていること。
中型免許	入校予定日に満 20 歳以上になっており、 かつ普通免許または大型特殊免許取得後 2 年以上を経過していること。 ※停止期間等があり、2 年に満たない場合は入校できません。
大型免許 普通二種免許 中型二種免許 大型二種免許	入校予定日に満 21 歳以上になっており、 かつ普通免許または大型特殊免許取得後 3 年以上を経過していること。 ※停止期間等があり、3 年に満たない場合は入校できません。
交通違反状況 注 2)	入校予定日が、交通違反による免許取得禁止期間中でないこと。

その他の注意事項

①交通事故・違反による行政処分、又は期限切れによる再交付を受けた方は、ご予約時に必ずご相談ください。

入校にあたって、「取消処分通知書」「運転免許経歴証明書」などの書類が必要な場合がございます。

②普通二輪、大型二輪教習は『引き起こし（センタースタンド）』『取り廻し（8の字）』ができる方。

③下記の項目について、ひとつでも該当があると、入校できない場合があります。
また、その際に発生する交通費ほか諸費用はご本人様負担となりますのでご注意ください。

一定の病気を原因とする事故を防ぐために

安全な運転に支障をおよぼすおそれがある病気にかかっている人等の的確な把握と負担軽減を図るため、運転免許を受けようとする人等に対する質問に関する規定が整備されました。

下記の項目について1つでも該当がある場合は、「入校手続きを受けること」や「仮免試験の受験」が難しくなり、医師の診断書をもって適性相談室で相談後の結果に従うことになります。

また、虚偽の申請をした方は、「1年以下の懲役」または「30万円以下の罰金」に処せられることとなります。該当すると思われる方は、事前にフリーコールまでご申告の上、ご契約前に、各都道府県の運転免許センターでの適性診断を受けていただくよう、お願い申し上げます。

(1) 過去5年以内において、病気(病気の治療に伴う症状を含む)を原因として、または原因は明らかではないが、意識を失ったことがある方。

(2) 過去5年以内において、病気を原因として、体の全部または一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。

(3) 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。

(4) 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。

- 飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
- 病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒をしたことが3回以上ある。

(5) 病気を理由として、医師から、運転免許の取得または運転を控えるよう助言を受けている。

※一定の病気とは…

- 統合失調症、躁うつ病
- てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖
- 認知症
- 重度の眠気症状を呈する睡眠障害
- 自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断または操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気

眼鏡・コンタクトレンズについて

教習・検定・仮免学科試験受講時は、無色透明の、眼鏡・コンタクトレンズのみ着用可となります。（運転免許の条件は【眼鏡等】となります）

カラーコンタクトレンズやブルーライトカットレンズの眼鏡、ディファインコンタクトレンズと言われる黒目を大きく見せるものも、夜間教習に支障が出るため、使用不可となります。

契約上の注意事項(重要)

契約の成立

申し込み手続き後、7日以内に一部代金をお支払いいただき、その後所定の教習料金支払いを終了されたとき、クレジットの場合はクレジット承認がされたとき、カード払いの場合はカード決済が終了したときに『運転免許契約』が成立いたします。

契約の期限

教習料金を所定期日までに支払うものとします。クレジットの場合は『運転免許クレジット申込書』（後日運転免許センターより郵送）を記入し提出します。カード払いの場合は期日までにカード決済に必要な情報をご連絡いただきます。ご入金の確認ができない場合、

クレジット用紙の提出がない場合、カード決済に必要な情報をご連絡いただけなかった場合は、申し込みを取り消されても異議のないものとします。

取消料(キャンセル料)の発生

契約成立後、都合により解約および変更となる場合は下記の解約手数料をお支払いいただきます。

1.入校前の解約

ご入金後の解約は、契約金額から解約手数料+振込手数料を差し引いた金額をご返金いたします。クレジットの場合は、解約手数料の振込確認をもってクレジット契約を取り消します。

①お客様の都合による解約

運転免許契約の解約日	解約手数料
入校予定日の7日前まで	10,000 円(税込)
入校予定日の6日前から2日前まで	20,000 円(税込)
入校予定日の前日または当日	30,000 円(税込)

②無断解約

入校日予定日当日までに一切連絡なく、入校予定教習所への手続きが行われなかった場合、運転免許契約は解約し解約手数料として 30,000 円(税込)をお支払いいただきます。

③入校日および入校予定教習所の変更

入校予定日・入校予定教習所・車種・プラン・コースなどを変更する場合は、当初の運転免許契約は解約し、解約手数料として上記金額をお支払いいただきます。

④支払い方法の変更

運転免許契約成立後の支払方法変更は解約手数料が発生いたします。支払方法を十分ご検討の上ご契約ください。

2.入校後の解約

①中途退校

入校手続き後、お客様の都合で教習を中止する場合は、下記の精算となります。精算方法につきましては契約時の支払方法等により異なります。なお、教習所から強制退校処分を受けた場合、一切返金はありません。

(1)通学コースご利用場合は、未使用分の教習料金(技能・検定など)をご返金いたします。

(2)合宿コースご利用場合は、契約金額より「入校時から教習中断時までにかかった必要経費を差し引いた金額」をご返金いたします。(但し、教習進度によっては払い戻しができない場合や追加料金の請求が発生する場合もございます。)なお、必要経費とは、入学金・技能教習費・教材費・宿泊費・食費・その他解約手数料などを指し、パンフレットまたはホームページ表記単価をベースに算出するものとします。

②中途退校時の交通費精算(合宿コース)

交通費支給は、卒業を前提としたサービスです。よって、中途退校の場合、交通費はお客様の自己負担となります。往路交通費を事前にお渡ししている場合、教習所での支払いが必要となります。

最短日数および入校日

各教習所により最短日数を定めておりますが、入校日並びに教習カリキュラム上の都合により卒業までの日数が若干異なる場合があります。また、お客様の教習進度状況によりましても卒業までの日数は異なる場合がございますので予めご了承ください。

※合宿コースは各教習所ページに記載の入校日を設定しておりますが、諸事情により変更される場合があります。また、入校日定員となりました場合、ご希望の日程を契約いただくことができませんので、お早めのご契約をお願いいたします。

免責事項

お客様が次に例示するような事由により損害を被られた場合においては、当社および教習所は責任を負いません。

①天変地異、労働争議、法令の制定・改廃、その他やむを得ない事由により生ずる教習日程の変更もしくは教習の中止。

②教習中、お客様の不注意により発生した事故、または相手方の不注意により発生した事故にかかわる損害。

③自由行動中の事故。

④盗難、食中毒、疾病。

⑤運転適性の自己申請により、自動車等の安全な運転に支障があるとの判断による教習の中止。

⑥その他、教習所の責に帰さざる事由により生じた損害。

その他

- ①入校後は各教習所の定める校則、寮則、誓約事項等に従っていただきます。また、各教習所の校則および寮則に違反した場合は、強制退校の処置を取ることがあります。また、強制退校時の教習料金は一切返金できません。
- ②教習所が故意とみなす教習・検定の欠席および延長があった場合は、保証の範囲であっても自己負担にてお支払いが必要となります。
- ③料金に含まれている『保証』は、教習遅延に対するものであり、追加教習の有無は教習所が判断いたします。よって、お客様のご希望による追加教習や延泊および自由練習、卒業後の教習や宿泊については保証外となります。
- ④入校前テストの結果により、入校をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ⑤入校後、欠格期間中であることが判明した場合、当社では一切責任を負いません。
- ⑥突発的な事情により、入校先の教習所を変更していただく場合もございます。
- ⑦教習料金および保証は、入校日時点の満年齢を基準といたします。
- ⑧ホームページは随時、料金等記載事項の変更を行っておりますが、変更情報が反映されていない場合がございます。その際は、フリーダイヤルでのお問合せ時の情報が優先いたします。

合宿コースのみ

- ①本企画は各教習所との提携によるものであり、それぞれの宿泊施設は教習所の手配によるものです。宿泊施設・交通機関にはそれぞれの約款が適用されます。
- ②教習の遅延、その他の事由により、やむを得ず宿泊施設を変更していただく場合がございます。
- ③効果測定、仮免学科試験が一定の基準に満たないと教習所が判断した場合、一時帰宅いただき仮免許証を取得後、再入校していただく場合がございます。その際の交通費はお客様の自己負担となります。
- ④刺青(タトゥー)されている方はご入校いただけません。
- ⑤運転操作支障があるようなつけ爪、長爪の方は、ご入校をお断りする場合がございます。
- ⑥教習所および宿泊施設へ愛玩動物(種類を問わず)をお連れにならないようお願いします。
- ⑦インフルエンザを含む感染性の高い病気の発症が入校後に確認された場合は医療機関等の指示のもと、一時帰宅等の対応を行う場合がございます。その場合に発生する治療費、宿泊費、交通費等はお客様負担となります。

